

東京都板橋区農業委員会

第23期第31回定例総会議事録

令和2年1月27日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 23 期第 31 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 2 年 1 月 2 7 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 0 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中 清	6	會田 幸夫	10	
3	榎本 勇	7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8		12	吉田 豊明

議 事

1 協議事項

- (1) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する申請について (資料1)
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計 5件 (内訳) 4条関係2件、5条関係3件
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (3) 「令和元年度農業功労者」における受賞者の決定について (資料5)
- (4) 第61回東京都農業委員会・農業者大会の開催について (資料6)
- (5) 板橋区認定農業者の認定について (資料7)

3 その他

- (1) 新春七草がゆの集いの実施結果について (資料8)
- (2) その他

4 次回日程

日 時 令和2年2月27日(木) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	田中 喜一郎	会長
署名委員	福島 聡司	委員
	小原 昭雄	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	福田 紘規	書記

<p>事務局 長</p>	<p>只今より、第23期第31回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、福島委員、小原委員を指名させていただきます。 本橋委員、染宮委員から欠席の届出が出ております。 それでは、協議事項（1）特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する申請について、事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>こちらは農政担当係長からご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>資料1、1ページをご覧ください。こちらは、特定農地貸付け承認申請でございます。1ページでございます申請が、板橋区長から農業委員会会長あてにございました。内容につきましては、区民農園の貸付けでございます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定により、貸し借りをおこなうものでございます。</p> <p>申請書の中段「貸付規程」についてですが、区民農園35農園1,930区画を板橋区が所有者からお借りするという内容です。昨年は37農園2,011区画でしたので、2農園、81区画の減少となります。近年、減少傾向が続いておりまして、10年前の平成22年度と比較しますと、44農園、2,500区画でしたので、農園数で約20パーセント、区画数で約23パーセント減少しているということとなります。今回の増減につきましては、6ページをご覧いただきたいと思います。返還が2件、一部返還が1件、追加借用が1件でございます。</p> <p>番号1、赤塚七丁目農園は全部返還で閉園となります。場所は7ページの通りで、赤塚第三中学校と新大宮バイパスの間です。面積は672.17平方メートルです。</p> <p>番号2、四葉二丁目第4農園は全部返還で閉園となります。場所は8ページのとおりで、コメダ珈琲四葉店の北側です。面積は521.3平方メートルです。</p> <p>番号3、西台三丁目第3農園は一部が返還となります。場所は9ページの通りで、慈誠会記念病院と西台図書館の間です。区民農園の多くは1か所の農地を〇〇農園としている場合が多いですが、西台三丁目第3農園のように近接した複数の農地を一つの農園としている場合もあり、今回は近接の農地を別々の所有者の方からお借りしておりまして、図の上の部分の農地が返還となりました。返還の面積は629.8平方メートルです。図の下部分は引き続き区民農園としてお借りします。</p>

	<p>続きまして、番号4、徳丸七丁目第3農園は一部追加となります。場所は旧粕谷家住宅の西側です。この農園は平成22年に新規で借用しました。今回追加する部分については、所有者が自身で耕作されるということでお借りしていませんでしたが、自身で耕作できなくなったということで、新たに185.96平方メートルをお借りすることとなりました。</p> <p>トータルの増減面積は、約1778平方メートルの減少、約186平方メートルの増加となりますので、合計1592.39平方メートルの減少となります。</p> <p>5ページをご覧ください。区民農園全体の合計面積は39,825.59平方メートルです。昨年が41,417.98平方メートルでしたので、約3.8パーセントの減少となります。10年前と比較すると、平成22年は52,560.82平方メートルでしたので、約24パーセント減少していることとなります。</p> <p>なお、今回の貸付期間につきましては、令和2年3月1日から令和3年2月末日までとなっております。</p> <p>今回ご承認いただきましたら、3月7日から区民農園の一般利用を開始予定ですが、先週実施いたしました区民農園申込受付状況をご報告いたします。1月15日水曜日から20日の月曜日まで、赤塚庁舎3階レクリエーションホールなどで実施いたしました。暫定値ですが、申込者数が2,488名で、昨年度が2,655名でしたので、167名の減でした。10年前は3,874名でしたので、毎年140名程度減少しているということとなります。減少理由は、利用者の近くの農園の廃園や、利用者が高齢化しているためと思われます。</p> <p>本会でご協議をいただきまして、ご承認いただきますと、農業委員会会長名で、板橋区長あてに、承認する旨の通知を発出する予定でございます。本件につきましては、協議事項でございますので、表決をお願いいたします。</p> <p>ご説明は以上でございます。</p>
会 長	この件につきまして、何かご質問等ございますか。
吉 田 委 員	計算すれば分かりますが、今年度の申込倍率を教えてください。
農政担当係長	平均倍率は、昨年は約1.4倍でして、今回は約1.3倍です。
吉 田 委 員	去年から下がったとはいえ、耕作をしたいという区民の方々も多いかと思えます。区民農園を増やしていくという方策について、生産緑地の貸借によって、区民農園を増やしていくということを区として考えていますか。

農政担当係長	生産緑地を区民農園としてお借りすることが可能となりましたので、生産緑地の耕作者から、耕作が難しく区民農園にお貸ししたいというお話がありましたら、農地状況を踏まえながら、前向きに検討していきたいと思います。
福島委員	区民農園について、所有者と区との貸し借りは、無償ですか、それとも有償ですか。
農政担当係長	無償の使用貸借です。
福島委員	逆に有償で区が借りるということは考えられますか。
事務局長	有償でお借りすることは考えておりません。貸す側としては、無償でお借りする代わりに、固定資産税と都市計画税が免除される状況でございますので、有償で区がお借りすると、税制面でメリットが適用されず、逆に負担がかかってしまうということとなってしまいますので、現状の方法でお借りしたいと考えております。
春日委員	人気のある農園とない農園があるかと思いますが、空きがある農園はまだありますか。
農政担当係長	倍率が1倍を切っている、空きがある農園がありますので、そこについては追加募集を行います。今回落選された方にはそのご案内もさせていただきます。
会長	他に何かございますか。 ないようですので、このまま承認したいと思います。 続きまして、協議事項（2）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、お願いいたします。
事務局長	資料2、19ページをご覧ください。 相続税納税猶予を受けている生産緑地に関して、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行するかどうかについてご協議いただきたいと思います。 今回、申出があった土地所有者の住所、氏名は記載の通りです。対象の生産緑地番号は16番と56番です。16番は4筆で、新大宮バイパスの西側です。56番は2筆で、新大宮バイパスの東側です。現地の詳細については、書記からご説明いたします。

書 記	<p>16番は今年追加指定となった部分を除いた一団の部分です。現地調査時はキャベツの収穫直後でした。56番はビニールハウスが3棟建っている場所で、ハウス内ではトマト、畑ではコマツナを栽培していました。</p>
会 長	<p>指摘事項はなく、きれいにされているので問題ないと思われます。何かご意見等ございますか。 ないようですので、証明書を発行したいと思います。</p> <p>続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、ご説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>資料3、20ページと22ページをご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出と第5条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和元年12月11日から令和2年1月10日までに届出があったもので4条が2件、5条が3件でございます。4条の専決番号1と5条の専決番号3が隣接しておりますので、一緒に説明いたします。</p> <p>まず、4条の専決番号1、土地の所在が成増四丁目556番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は畑です。面積は641平方メートル。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は成増ヶ丘小と赤塚第二中の北側になります。続いて5条の専決番号3、土地の所在が成増四丁目556番3でございます。登記簿上の地目は畑、現況も畑です。面積は199平方メートル。転用の目的は個人住宅でございます。譲受人と譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。4条の専決番号1の南側に隣接しております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況はともに果樹畑でございます。5月10日着工、10月30日完了予定で木造2階建て1棟の個人住宅が建築予定ということで、届出が出ております。</p>
事 務 局 長	<p>続きまして、4条の専決番号2、土地の所在が赤塚三丁目361番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は453平方メートルです。転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は赤塚小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

<p>書記</p>	<p>現況は駐車場と共同住宅となっておりますが、現地確認時は駐車場は既に使われていない状況でして、共同住宅はまだ人が住んでいたようですが、併せて使用し、時期は未定ですが、共同住宅を建築予定との届出です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、5条の専決番号1と2は隣接しておりますので、併せてご説明いたします。</p> <p>専決番号1、土地の所在が西台一丁目1253番3でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は0.01平方メートルです。転用の目的は個人住宅の敷地の一部でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。専決番号2、土地の所在が西台一丁目1253番4でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は60平方メートルです。転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置はともに都立志村学園の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>専決番号1は個人住宅の前の部分です。専決番号2は、他の地番も併せて使用し分譲住宅を建築予定とのことで届出が出ております。</p>
<p>会長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。ないようですので、次にまいります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>資料4、24ページをご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。令和元年12月11日から令和2年1月10日までの間に照会があったもので、1件です。</p> <p>土地の所在は新河岸三丁目8番14です。地目は畑、面積は323平方メートルです。現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を12月19日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は区立新河岸公園の西側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況ですが、駐車場となっております。非農地である旨を法務局に報告しております。</p>

<p>会 長</p>	<p>これについて質問等がございましたら、お願いします。 ないようですので、次にまいります。</p> <p>報告事項(3)、「令和元年度農業功労者」における受賞者の決定について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>資料5、25ページをご覧ください。東京都農業会議から「令和元年度農業功労者」表彰事業の受賞者決定通知があり、農業委員会で推薦した方が農業功労者感謝状を受賞されました。</p> <p>併せまして、報告事項(4)第61回東京都農業委員会・農業者大会のご報告もさせていただきます。資料6、31ページをご覧ください。2月20日木曜日、午後1時開会で、場所は昭島市のKOTORIホールです。当日は赤塚庁舎1階に9時30分までにご集合をお願いいたします。マイクロバスで現地に向かい、大会終了後、顕彰農家農業経営報告会会場に向かいます。</p>
<p>会 長</p>	<p>続きまして、報告事項(5)、板橋区認定農業者の認定について、事務局、お願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは農政担当係長からご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは、資料7、32ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度は、農業者が経営改善する事業計画を区が認定することで、認定を受けた農業者に対して支援を強化していくもので、板橋区では、昨年要綱を制定。制度説明会、認定審査会を経て、4農業経営体を認定農業者に認定し、令和2年1月23日木曜日に、4農業経営体に対し認定証を交付したものでございます。</p> <p>32ページの表の上、主な認定基準としましては、農業者が作成した農業経営改善計画書が、区の基本構想に合致することや、労働時間の短縮、農業所得を増やすこと、及び計画の実現性などでございます。</p> <p>33ページに進んでいただきまして、認定農業者への主な支援策といたしましては、農業用機械の導入や生産施設の整備に対する東京都補助事業の活用、日本政策金融公庫における長期低利融資、国が運用する農業者年金の保険料半額補助などでございます。</p> <p>東京都補助事業について触れさせていただきたいと思いますが、今後の予定といたしましては、令和2年度に認定農業者から施設整備などの</p>

	<p>事業申請がありますと、令和2年度中に板橋区から東京都に補助申請をいたしまして、令和3年度に予算措置を行ったうえで、東京都から承認をいただき、令和3年度中に事業の着工というスケジュールを想定しています。総事業費が2,000万円以上の事業に対して、東京都が2分の1、板橋区が4分の1、申請者が4分の1の負担で、都と区の補助上限額が合計で1,500万円に設定しており、申請者の自己負担は500万円で施設整備などを行うことができます。</p> <p>なお、今回の認定にあたって、1月23日に実施いたしました認定証の交付式に、田中喜一郎会長と山口賢治会長職務代理にもご出席いただきました。ありがとうございました。</p> <p>ご報告は以上でございます。</p>
事務局 長	<p>本日、農業委員会でご報告させていただいた後に、明日の庁議でもご報告させていただきます。また、2月18日の区民環境委員会で報告予定です。</p>
会 長	<p>この件につきまして、何かご質問等ございますか。</p>
吉 田 委 員	<p>日本政策金融公庫から融資が受けられるということですが、上限額や金利、負担軽減内容など、具体的な数字を教えてください。</p>
事務局 長	<p>手元に資料がありませんが、日本政策金融公庫は各産業分野にかなりの融資を行っているので、農業分野でも融資を行っておりますが、認定農業者となった段階で、利子が下がるということとなります。</p>
福 島 委 員	<p>具体的な数字が分かりますので、お答えさせていただきます。金利は0.07パーセントです。負担軽減ですが、最初の5年間は無利子にすることができます。上限額ですが、個人事業主は1億円、法人は10億円です。実際には公庫が判断するものなので、必ずしも1億円、10億円借りられるというものではありません。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございます。</p>
会 長	<p>他に何かご質問等ございますか。</p> <p>ないようですので、次にまいります。</p> <p>その他(1)、新春七草がゆの集いの実施結果について、事務局、お願いいたします。</p>

事務局 長

こちらは農政担当係長からご説明いたします。

農政担当係長

それでは資料 8、34 ページをご覧ください。

新春七草がゆの集いの実施結果についてご説明いたします。実施日時が令和 2 年 1 月 7 日火曜日、午前 11 時から午後 1 時、実施場所は区立城北公園内野球場です。実施内容につきましては、記載のとおりでございます。主催は板橋ふれあい農園会及び板橋区、協力団体といたしまして板橋区民農園農芸指導員の会、JA 東京あおばでございます。また、本日もご参会の農業委員の皆さまにおかれましても、お力添えをいただきありがとうございました。

ご報告は以上でございます。

会 長

その他、ご質問があればお願いいたします。

ないようですので、これをもちまして第 31 回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後 3 時 00 分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・ 運営委員会 2 月 19 日 (水) 午後 2 時 00 分
- ・ 定例総会 2 月 27 日 (木) 午後 2 時 00 分